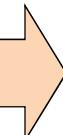


●青森市障がい者総合プラン フォローアップ総括表

資料1

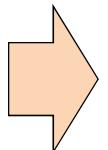
第2章	障がいのあるかたの地域生活支援の充実	基本方向	地域での生活を支援する在宅サービスの充実を図るとともに、身近で相談できる体制の充実を図ります。また、障がいのあるかたを支援する人材の育成及び確保と、保健・医療の充実を図ります。	
目標値達成に向けた主な取組		令和3年度の実施状況		
1 生活支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援体制の充実 <p>相談支援事業所や保健・医療・福祉・教育などの関係機関により構成する青森市障害者自立支援協議会において、障がいのあるかた等の意見をもとに地域生活における課題を検討し、社会資源や各種制度の有効活用を図るとともに、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>精神科病院へ入院しているかたの地域への移行を促進するため、精神科病院や相談支援事業所その他の関係機関と連携を強化し、精神障がいのあるかたの地域移行の支援や地域での生活を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日常生活における意思疎通支援 <p>聴覚障がいのあるかた、中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかた、知的障がいのあるかたなどの意思疎通に支援が必要なかたに対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣など障がいの特性に応じた意思疎通支援の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種手当の支給等による経済的支援 <p>心身障がいのあるかたや難病患者への福祉手当の支給のほか、重度の障がいのあるかた等に対する各種手当の支給や医療費の助成を行います。</p>				

目標値達成に向けた主な取組				令和3年度の実施状況																																																																																			
2 人材の育成と確保 <p>○意思疎通支援のための人材養成の推進</p> <p>聴覚障がいのあるかた、中途失聴者及び音声・言語機能障がいのあるかた、視覚障がいのあるかた、知的障がいのあるかたなどで意思疎通の支援が必要なかたのため、手話通訳者や要約筆記者など意思疎通を行う者の養成を行うほか、障がいのあるかたへの適切な応対方法等の周知を図ります。</p> <p>○地域福祉センター制度の普及促進</p> <p>平成29年10月に創設した、地域福祉の担い手の育成及び確保並びに高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を図る「ボランティアポイント制度」の普及促進をします。ボランティア登録を行った地域福祉センターが制度の対象としているボランティア活動を行うことでポイントが付与され、一定のポイントがたまると商品券やバスカードと交換ができるため、ボランティア活動に参加するきっかけづくりに繋がります。</p>				2 人材の育成と確保 <p>○意思疎通支援のための人材養成の推進</p> <p>聴覚障がい、聴覚障がいのあるかたの意思伝達手段である点訳及び手話教室を開催することにより、聴覚障がい、聴覚障がいのあるかたの生活及び関連する福祉制度等についての理解の促進、奉仕員の養成を行いました。</p> <p>聴覚障がいのあるかたや音声・言語機能障がいのあるかたの福祉増進と社会参加促進のため、身体障がい者福祉や手話通訳者の役割等の知識と手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者の養成を行いました。</p> <p>○地域福祉センター制度の普及促進</p> <p>地域福祉の担い手を確保することを目的に実施している「青森市ボランティアポイント制度」について、地域福祉センターとして2,052人（対前年比13人減）が登録し、地域を支えるボランティア活動を行いました。</p>																																																																																			
3 地域生活支援サービスの充実 <p>○地域での生活を支援する在宅サービスの提供</p> <p>障害者総合支援法に基づくホームヘルプサービス、重度の肢体不自由者等への介護、日中の創作活動や生産活動の支援、必要な訓練等の提供、短期間の入所など地域での生活を支援するサービスの提供を図ります。</p>				 <p>3 地域生活支援サービスの充実</p> <p>○地域での生活を支援する在宅サービスの提供</p> <p>障がいのあるかた等に対して、自宅において、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを提供しました。</p> <p>障がいのあるかた等に対して、施設において入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供しました。</p> <p>障がいのあるかた等に対して、生活上の不便を解消し円滑に生活が送られるよう、日常生活用具を給付しました。</p> <p>身体障害者手帳及び療育手帳（愛護手帳）、精神保健福祉手帳の交付に係る事務を行いました。</p> <p>身体に障がいのあるかた等に対して、医師が必要と判定した補装具の購入、借受け又は修理に要した費用を支給しました。</p> <p>障がいのあるかた等に対して、自立した日常生活や社会生活ができるよう支援計画に基づく一定の期間において身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を提供しました。</p> <p>介護が必要な障がいのあるかたや、通所が困難な障がいのあるかた等に対して、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を提供しました。</p> <p>障がいのあるかた等に対して、共同生活の場（グループホーム）を提供し、相談や介護、日常生活上の援助を提供しました。</p>																																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点訳・奉仕員養成講座</td> <td>申込者数</td> <td>52人</td> <td>58人</td> </tr> </tbody> </table>			令和元年度	令和2年度	令和3年度	点訳・奉仕員養成講座	申込者数	52人	58人																																																																														
	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																				
点訳・奉仕員養成講座	申込者数	52人	58人																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手話通訳者養成講座</td> <td>申込者数</td> <td>32人</td> <td>25人</td> </tr> </tbody> </table>			令和元年度	令和2年度	令和3年度	手話通訳者養成講座	申込者数	32人	25人																																																																														
	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																				
手話通訳者養成講座	申込者数	32人	25人																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域福祉センター</td> <td>登録数</td> <td>2,271人</td> <td>2,065人</td> </tr> </tbody> </table>			令和元年度	令和2年度	令和3年度	地域福祉センター	登録数	2,271人	2,065人																																																																														
	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																				
地域福祉センター	登録数	2,271人	2,065人																																																																																				
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅サービス</td> <td>延利用者数</td> <td>7,973人</td> <td>8,647人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延利用時間数</td> <td>233,462時間</td> <td>249,516時間</td> </tr> <tr> <td>生活介護</td> <td>利用者数</td> <td>11,870人</td> <td>11,809人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延利用日数</td> <td>206,821日</td> <td>209,315日</td> </tr> <tr> <td>日常生活用具</td> <td>給付件数</td> <td>7,840件</td> <td>7,593件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般</td> <td>7,342件</td> <td>7,091件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童</td> <td>498件</td> <td>502件</td> </tr> <tr> <td>手帳所持者数</td> <td>身体障害者手帳</td> <td>11,816人</td> <td>11,639人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>療育手帳（愛護手帳）</td> <td>2,958人</td> <td>3,006人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神保健福祉手帳</td> <td>3,524人</td> <td>3,678人</td> </tr> <tr> <td>補装具</td> <td>交付件数</td> <td>636件</td> <td>523件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般</td> <td>361件</td> <td>307件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童</td> <td>275件</td> <td>216件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>修理件数</td> <td>498件</td> <td>417件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般</td> <td>426件</td> <td>339件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>児童</td> <td>72件</td> <td>78件</td> </tr> <tr> <td>自立訓練</td> <td>延利用日数</td> <td>13,467日</td> <td>16,805日</td> </tr> <tr> <td>施設入所</td> <td>延利用者数</td> <td>5,429人</td> <td>5,367人</td> </tr> <tr> <td>共同生活</td> <td>延利用者数</td> <td>2,860人</td> <td>3,252人</td> </tr> </tbody> </table>					令和元年度	令和2年度	令和3年度	居宅サービス	延利用者数	7,973人	8,647人		延利用時間数	233,462時間	249,516時間	生活介護	利用者数	11,870人	11,809人		延利用日数	206,821日	209,315日	日常生活用具	給付件数	7,840件	7,593件		一般	7,342件	7,091件		児童	498件	502件	手帳所持者数	身体障害者手帳	11,816人	11,639人		療育手帳（愛護手帳）	2,958人	3,006人		精神保健福祉手帳	3,524人	3,678人	補装具	交付件数	636件	523件		一般	361件	307件		児童	275件	216件		修理件数	498件	417件		一般	426件	339件		児童	72件	78件	自立訓練	延利用日数	13,467日	16,805日	施設入所	延利用者数	5,429人	5,367人	共同生活	延利用者数	2,860人	3,252人
	令和元年度	令和2年度	令和3年度																																																																																				
居宅サービス	延利用者数	7,973人	8,647人																																																																																				
	延利用時間数	233,462時間	249,516時間																																																																																				
生活介護	利用者数	11,870人	11,809人																																																																																				
	延利用日数	206,821日	209,315日																																																																																				
日常生活用具	給付件数	7,840件	7,593件																																																																																				
	一般	7,342件	7,091件																																																																																				
	児童	498件	502件																																																																																				
手帳所持者数	身体障害者手帳	11,816人	11,639人																																																																																				
	療育手帳（愛護手帳）	2,958人	3,006人																																																																																				
	精神保健福祉手帳	3,524人	3,678人																																																																																				
補装具	交付件数	636件	523件																																																																																				
	一般	361件	307件																																																																																				
	児童	275件	216件																																																																																				
	修理件数	498件	417件																																																																																				
	一般	426件	339件																																																																																				
	児童	72件	78件																																																																																				
自立訓練	延利用日数	13,467日	16,805日																																																																																				
施設入所	延利用者数	5,429人	5,367人																																																																																				
共同生活	延利用者数	2,860人	3,252人																																																																																				

目標値達成に向けた主な取組								
4 保健・医療の充実								
○保健・医療・福祉の連携								
各種健診・検診における受診勧奨や、個別健診・検診、集団健診・検診などの実施により、障がいのあるかたにとって受診しやすい環境づくりを推進します。								
乳幼児健診や精神発達精密健康診査、保健師による訪問指導などを通じて、障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や障がいの早期発見に努めます。								

令和3年度の実施状況			
4 保健・医療の充実			
○保健・医療・福祉の連携			
1歳6か月児健診	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数	1,703人	1,414人	1,437人
3歳児健診	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数	1,897人	1,626人	1,580人
大腸がん検診	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診者数	26,045人	22,707人	23,122人

指標とその説明	基準値		R元	R2	R3	目標値 (R5)	達成率 (R3/R5)
	値	単位					
(1)障がい者福祉に関する相談者数 障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業、精神保健相談事業における相談者実人数	1,551	人	1,516	1,611	1,651	1,989	83.0%
(2)地域福祉サポーター登録者数 青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者数	-	人	2,271	2,065	2,052	2,244	91.4%
(3)生活支援のための障害福祉サービスの利用者数 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）、日中活動系サービス（生活介護、療養介護、短期入所、自立訓練、就労移行・就労継続・就労定着支援）における延べ利用者数	33,633	人	36,040	36,718	37,472	53,196	70.4%
(4)産婦の訪問指導実施率 保健師による産婦への訪問指導した割合	83.2	%	90.5	91.2	90.2	100.0	90.2%



課題・今後の方向性
「障がい者福祉に関する相談者数」について、基準値1,551人（H26年度）からR3年度には1,651人となっており、年々増加していることから、相談支援体制の充実に向け、市が委託する相談支援事業所の連携体制や基幹相談支援センター機能の整備について検討等を行い、今後も、障がいのあるかたが地域で安心して生活ができるよう相談支援体制の強化を図る必要があります。
「地域福祉サポーター登録者数」について、R元年度には2,271人と目標値を上回りましたが、R3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2,052人と下回ったことから、今後も、地域での生活支援が充実するよう、制度の周知に努める必要があります。
「生活支援のための障害福祉サービスの利用者数」について、基準値33,633人（H29年度）から、R3年度には37,472人となり、年々増加しております。障がいのあるかたの高齢化、障がいの重度化などの現状から、今後も地域での生活を支援するサービスの需要は益々高くなっていくものと見込まれることから、引き続き、生活支援のための障害福祉サービスの充実を図る必要があります。
「産婦の訪問指導実施率」について、基準値83.2%（H26年度）からR3年度90.2%となっており、引き続き、事業を実施していくとともに、乳幼児健診など各種健診等において、医師・保健師・栄養士などを通じて、障がいの原因となりうる疾病等の予防及び早期治療や、早期発見に努める必要があります。

●青森市障がい者総合プラン フォローアップ総括表

資料1

第3章 障がいのあるかたの自立した生活の確保	基本方向	療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し、障がいのあるかたの自立した生活を確保します。		
目標値達成に向けた主な取組		令和3年度の実施状況		
1 療育・医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○療育・教育・相談支援体制の充実 <p>障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、あおもり親子はぐくみプラザや保育所、青森市教育研修センターなどにおいて子育て相談を行うほか、青森県中央児童相談所や青森県発達障害者支援センター、特別支援学校、保健、福祉、教育等関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。</p> <p>障がいのあるかたやその家族のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのあるかたからの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。</p> 		1 療育・医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○療育・教育・相談支援体制の充実 <p>障がい児等療育支援事業を受託している事業所（8カ所）が、保護者等からの相談に応じ、県児童相談所や県発達障害者支援センター等、相談機関の情報を提供をするなど、関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図りました。</p> <p>【利用件数】 437件</p> <p>子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭及び発達等に心配がある子どもを養育している家庭に対し、保育士等による子育て相談や、医師や相談専門員、臨床心理士による子どもの発達に関する相談を行い、相談支援事業所や医療機関等を紹介する等、一人ひとりの状態に応じた支援を行いました。</p> <p>【発達相談件数】 156件 （うち医師及び相談専門員による相談128件）</p> 		
<ul style="list-style-type: none"> ○切れ目のない支援の推進 <p>障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた切れ目のない総合的なサービスの提供を図ります。</p> <p>障がいのある子どもについて、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関との連携による障がい児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ○切れ目のない支援の推進 <p>障がい児を受け入れるため、保育士の加配を行った保育所等に対し、補助金を交付し、障がい児保育の推進を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育事業：中程度の障がい児 ・ふれあい保育事業：軽度の障がい児 <p>小・中学校と相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所との連携のあり方について意見交換を行い、より適切な支援に繋げるため、平成30年度から相談支援事業所が参集する「青森市相談支援事業所連絡会議」を活用し、放課後等デイサービス事業所での支援内容や学校での様子について、情報を共有できる体制を構築しました。</p> 		
<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの状態やニーズに応じた教育の推進 <p>教育上特別な支援を必要とする子どものため、特別支援学級と通級指導教室の設置や、特別支援教育支援員による学習活動上の支援のほか、平成24年度から強化した教育支援委員会（平成30年度に就学指導委員から名称変更）などの就学指導体制を継続するなど、一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を推進します。</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの状態やニーズに応じた教育の推進 <p>小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする子どものため、障がい種別に応じた特別支援学級の開設や特別支援学級等に就学する児童生徒の経済的な負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費を支給しました。</p> <p>また、学校に「特別支援教育支援員」を配置し、適切な学校生活上の介助や学習生活上の支援を行いました。</p> <p>教育支援委員会において、望ましい就学先決定に向けた教育支援委員会の審議を年6回（臨時開催も含む）行いました。</p> <p>【教育支援に関する調査表（A票）受付数】 341人</p> <p>就学先決定時のみならず、早期からの一貫した支援をするため、就学相談や教育支援訪問を行いました。</p> <p>【就学相談】 214件 【教育支援訪問】 24件</p> 		
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児の中日活動支援 <p>障がいのある子どもが、早い段階から発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などの障がい児通所支援の利用を促進するとともに、その提供体制の確保に努めます。また、障がいのある子どもの家族の就労支援や一時的な休息のため、「日中一時支援」として障がいのある子どもが日中活動できる場を提供します。</p> <p>集団行動が可能な障がいのある子どもについては、認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会で受け入れ、個々の状況やその家族のニーズを見極めながら、適切な受け入れ基盤づくりを推進します。</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児の中日活動支援 <p>障がいのある未就学児等に対し、児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行いました。また、障がいのある就学児等に対し、放課後等デイサービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進や活動場所の提供を行いました。</p> <p>集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童等に対して、その施設を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活の適応のための専門的な支援や施設への指導等を行いました。</p> 		
第3章 障がいのあるかたの自立した生活の確保	基本方向	療育・教育に係る相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。また、障がいのあるかたの雇用の拡大と就労支援を図るとともに、スポーツ・文化・芸術活動への参加を促進し、障がいのあるかたの自立した生活を確保します。		
目標値達成に向けた主な取組		令和3年度の実施状況		
1 療育・医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○療育・教育・相談支援体制の充実 <p>障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、あおもり親子はぐくみプラザや保育所、青森市教育研修センターなどにおいて子育て相談を行うほか、青森県中央児童相談所や青森県発達障害者支援センター、特別支援学校、保健、福祉、教育等関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図ります。</p> <p>障がいのあるかたやその家族のニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供することができるよう、相談支援事業所、サービス提供事業所、医療機関などの関係機関と連携し、地域において障がいのあるかたからの相談に対応するなどサービスの向上に努めます。</p> 		1 療育・医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ○療育・教育・相談支援体制の充実 <p>障がい児等療育支援事業を受託している事業所（8カ所）が、保護者等からの相談に応じ、県児童相談所や県発達障害者支援センター等、相談機関の情報を提供をするなど、関係機関の連携を強化し、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた療育体制の充実を図りました。</p> <p>【利用件数】 437件</p> <p>子どもの成長に不安や悩み、ストレスを感じている家庭及び発達等に心配がある子どもを養育している家庭に対し、保育士等による子育て相談や、医師や相談専門員、臨床心理士による子どもの発達に関する相談を行い、相談支援事業所や医療機関等を紹介する等、一人ひとりの状態に応じた支援を行いました。</p> <p>【発達相談件数】 156件 （うち医師及び相談専門員による相談128件）</p> 		
<ul style="list-style-type: none"> ○切れ目のない支援の推進 <p>障がいの早期発見、早期療育を行うとともに、発達障がいや情緒障がいなど障がいのある子どもや家族のニーズを把握し、専門相談機関や学校、施設等との連携のもと、日常生活上の支援、集団生活への適応訓練、保育や教育の実施、放課後等の居場所づくりなど、成長段階に応じた切れ目のない総合的なサービスの提供を図ります。</p> <p>障がいのある子どもについて、保健・医療・福祉、教育、労働などの関係機関との連携による障がい児相談支援の提供体制の整備・充実に努めます。</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ○切れ目のない支援の推進 <p>障がい児を受け入れるため、保育士の加配を行った保育所等に対し、補助金を交付し、障がい児保育の推進を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育事業：中程度の障がい児 ・ふれあい保育事業：軽度の障がい児 <p>小・中学校と相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所との連携のあり方について意見交換を行い、より適切な支援に繋げるため、平成30年度から相談支援事業所が参集する「青森市相談支援事業所連絡会議」を活用し、放課後等デイサービス事業所での支援内容や学校での様子について、情報を共有できる体制を構築しました。</p> 		
<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの状態やニーズに応じた教育の推進 <p>教育上特別な支援を必要とする子どものため、特別支援学級と通級指導教室の設置や、特別支援教育支援員による学習活動上の支援のほか、平成24年度から強化した教育支援委員会（平成30年度に就学指導委員から名称変更）などの就学指導体制を継続するなど、一人ひとりのニーズに応じた教育環境の整備を推進します。</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの状態やニーズに応じた教育の推進 <p>小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする子どものため、障がい種別に応じた特別支援学級の開設や特別支援学級等に就学する児童生徒の経済的な負担を軽減するために、特別支援教育就学奨励費を支給しました。</p> <p>また、学校に「特別支援教育支援員」を配置し、適切な学校生活上の介助や学習生活上の支援を行いました。</p> <p>教育支援委員会において、望ましい就学先決定に向けた教育支援委員会の審議を年6回（臨時開催も含む）行いました。</p> <p>【教育支援に関する調査表（A票）受付数】 341人</p> <p>就学先決定時のみならず、早期からの一貫した支援をするため、就学相談や教育支援訪問を行いました。</p> <p>【就学相談】 214件 【教育支援訪問】 24件</p> 		
<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児の中日活動支援 <p>障がいのある子どもが、早い段階から発達の状況などに応じた療育指導が受けられるよう「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」などの障がい児通所支援の利用を促進するとともに、その提供体制の確保に努めます。また、障がいのある子どもの家族の就労支援や一時的な休息のため、「日中一時支援」として障がいのある子どもが日中活動できる場を提供します。</p> <p>集団行動が可能な障がいのある子どもについては、認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会で受け入れ、個々の状況やその家族のニーズを見極めながら、適切な受け入れ基盤づくりを推進します。</p> 		<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児の中日活動支援 <p>障がいのある未就学児等に対し、児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行いました。また、障がいのある就学児等に対し、放課後等デイサービス事業所において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進や活動場所の提供を行いました。</p> <p>集団生活を営む施設等に通う障がいのある児童等に対して、その施設を訪問し、障がいのある児童以外の児童との集団生活の適応のための専門的な支援や施設への指導等を行いました。</p> 		

目標値達成に向けた主な取組			
2 雇用・就業の促進			
○雇用の拡大と就労支援			
<p>障がいのあるかたの一般就労を促進するため、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス事業所、特別支援学校などの関係機関との情報共有、意見交換を行う機会を増やすほか、関係機関と連携しながら事業主に対して障がいのあるかたの雇用について働きかけを行います。また、「広報あおもり」や市ホームページを通じて、障がいのあるかたの雇用に関する情報提供や相談・支援制度等について周知を図ります。</p>			
<p>市役所における職員採用のほか、市が行う物品等の調達において、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ積極的に障がいのあるかたを雇用している企業から優先して調達を行うなど、障がいのあるかたの雇用の促進を図ります。</p>			
<p>障害者就労施設等で働くかたの工賃を増やすため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するとともに、各施設において提供可能な物品等のリストを市ホームページで公表するなど、障害者就労施設等の受注機会の増大に努めます。</p>			
○福祉施設から一般就労施設への移行支援			
<p>福祉施設の利用者のうち、一般就労を希望するかたについては、そのかたの相談支援専門員と情報を共有しながら、就労移行支援事業の利用を検討するほか、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携を密にし、一般就労へ円滑に移行できるよう支援します。</p>			

令和3年度の実施状況			
2 雇用・就業の促進			
○雇用の拡大と就労支援			
<p>障がいのあるかたの雇用拡大を図り、障害者法定雇用率の向上を目指すため、障がいのあるかたの短期職場実習（インターンシップなど）を実施した事業者へ、助成金を交付しました。 また、市内企業に向け、障がいのあるかたの雇用に対する理解や关心を深めていただくため、セミナーを開催しました。</p>			
<p>【雇用促進】 • 青森市障害者短期職場実習事業等助成金 • 障がい者雇用促進セミナー</p>		交付件数：4件 実習者数：6人 参加人数：79人 (WEB・参集開催)	
<p>【情報共有・意見交換】 • 東青地区障害者雇用連絡会議（令和3年4月26日） • 高齢・障害・求職者雇用支援機構連絡会議（令和4年3月7日）</p>			
<p>【障害者就労移行支援事業所と連携した職場実習】 2人</p>			
<p>「青森市障害者雇用促進企業からの物品の調達に関する要綱」に基づき、申請のあった7者を障害者雇用促進企業として登録し、全庁及び市ホームページで周知した上で、当該企業から優先して物品等の調達を行いました。</p>			
<p>【物品等調達実績（令和2年度）】 調達件数：230件 調達額：116,926,772円</p>			
<p>「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「令和3年度青森市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するとともに、各施設において提供可能な物品等のリストを市ホームページで公表しました。</p>			
<p>【物品等調達実績（令和3年度）】 調達件数：56件 調達額：19,977,000円</p>			
<p>令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「うららマルシェ」は開催できませんでしたが、代わりにこれまで参加している事業所等の活動内容を紹介するパネル展示会を開催するとともに、市ホームページにおいてもパネルの内容を紹介し、販売機会の確保に繋がる支援を行いました。</p>			
<p>【パネル展示会開催回数】 1回</p>			
○福祉施設から一般就労施設への移行支援			
<p>就労を希望する障がいのあるかたや通常の事業所で働くことが困難な障がいのあるかた等に対して、生産活動やその他の活動の機会を提供するほか、一般就労をする上で必要な知識や能力を向上させるための訓練を行いました。</p>			
<p>また、一般就労へ移行したかたに対して、就労の継続を図るために必要な助言及び関係機関との連絡調整に努めました。</p>			
延利用率	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就労移行支援	14,349日	13,810日	12,988日
就労継続支援	234,365日	244,766日	246,159日
延利用率	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就労移行支援	776人	749人	723人
就労継続支援	12,935人	13,284人	13,469人
就労定着支援	262人	293人	261人

目標値達成に向けた主な取組							
3 社会参加・参画の促進							
<p>○スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進</p> <p>各種スポーツ教室の開催、ソフト面でのサポート体制充実による利用しやすい施設環境づくり、障がい者スポーツ指導員の積極的な活用方策の検討など、関係団体と連携しながら障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに取り組みます。また、障がい者スポーツの競技力向上を図るために、青森県障害者スポーツ大会など各種スポーツ大会への参加を促進します。</p> <p>○交流機会の充実</p> <p>障がい者団体に対する後援等を通じた各種イベントの開催促進など様々な支援により、障がいのあるかたの交流機会の充実を図り、障がいのあるかたの積極的な社会参加と相互理解の促進を図ります。</p> <p>○障がいの特性やニーズに応じた移動支援</p> <p>視覚障がいのあるかたや車いすを使用している身体障がいのあるかたなどに対し、ヘルパーの派遣や車いすのまま自動車で移動できる手段の提供、バス料金の無料化など、外出時の移動を支援します。</p>							

令和3年度の実施状況			
3 社会参加・参画の促進			
<p>○スポーツ・文化・芸術活動等への参加促進</p> <p>障がいのあるかたに対する理解を深めることを目的に、障がい者週間啓発イベントとして、障がい者スポーツを紹介するパネル等の展示を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、青森県障害者スポーツ大会は中止となりましたが、その他各種スポーツ大会の情報を駅前庁舎掲示板等を活用し、周知を図りました。</p> <p>○交流機会の充実</p> <p>施設の老朽化に伴い、「青森市ふれあいの館」の機能を移転した青森市総合福祉センターにおいて、障がいのある方が誰でも気軽に利用ができ、相談や親睦を深めることができるよう、懇談・休養・交流の場を提供することにより、社会参加の推進と福祉の増進を図りました。</p> <p>【利用者数】 489件 4,065人</p> <p>○障がいの特性やニーズに応じた移動支援</p> <p>障がい者手帳の所持に関係なく、日常生活において、一時的に車椅子を必要とするかたに原則1週間無料で貸与しました。</p> <p>障がいのあるかた等に対して、社会生活上、必要不可欠な外出時の付添のヘルパーを派遣しました</p> <p>障がいのあるかた等の社会参加の促進を図るため、身体障がいのあるかたや難病に罹患しているかた等で日常の外出において車椅子を使用しているかたを対象に、車椅子リフト付車両を運行しました。</p> <p>外出困難な重度の障がいのあるかたに対し、生活行動範囲の拡大や社会参加の促進を図るため、タクシー（または移送サービス）の利用に係る費用、または自家用車への給油に係る費用の一部を助成しました。</p> <p>【タクシー券・給油券交付件数】73,914枚</p> <p>障がいのあるかたの生活圏の拡大、社会参加意欲の向上、地域における自立した生活の促進を図るため、バスを無料で利用できる「福祉乗車証」を交付しました。</p> <p>また、令和4年3月から、市企業局交通部において、従来の定期券、バスカード、福祉乗車サービス等と suica の機能を持たせた「アオパス」の販売が開始され、「福祉乗車証」機能を持たせた「障がい者用アオパス」について、障がい者団体に説明するとともに窓口にチラシを備え付け周知及び説明を行いました。</p> <p>障がいのあるかた及びその家族、高齢者又はひとり親家庭の親子で構成される団体が企画し実施する活動やイベント等への参加を促すため、当該活動等に参加する者の移動に係る経費の一部を助成しました。</p> <p>【利用件数】6件</p>			

指標とその説明	基準値		R元	R2	R3	目標値(R5)	達成率(R3/R5)
	値	単位					
(1) 障害者通所支援事業の利用者数	9,540	人	9,540	11,007	12,735	15,624	81.5%
障害児通所支援（児発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）の延べ利用者数							
(2) 民間企業における障がい者の雇用率	2.18	%	2.18	2.11	2.17	2.30	94.3%
常用従業員規模45.5人以上の民間企業で雇用している労働者数に占める障がい者の割合							
(3) 障がい者のスポーツ施設利用者数	8,293	人	10,788	4,198	3,992	8,971	44.5%
本市所有のスポーツ施設における障がい者の年間利用者数							

課題・今後の方向性
「障害児通所支援事業の利用者数」について、基準値9,540人（R1年度）からR3年度には12,735人と増加で推移しており、引き続き障がいのある子どもや家族が地域で安心して生活できるよう、ニーズに応じた療育・教育の充実を図るために、保健・福祉・教育等の関係機関との連携強化に努める必要があります。
「民間企業における障がい者の雇用率」について、令和2年度2.11%からR3年度には2.17%と増加しており、令和3年3月1日に改正された民間企業における障害者法定雇用率2.3%を目指し、市内企業の障がい者雇用をより一層推進していく必要があります。
「障がい者のスポーツ施設利用者数」について、R3年度3,992人と目標値を下回っていることから、今後も、新型コロナウイルス感染の状況を見据えながら、青森県障害者スポーツ大会など各種スポーツ大会への参加を促進するとともに、障がい者団体に対する後援等を通じた各種イベントの開催促進など様々な支援により、障がいのあるかたの交流機会の充実を図る必要があります。

第4章 障がいのあるかたの安全・安心な暮らしの確保	基本方向 障がいのあるかたに配慮したまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の向上を図ります。 また、障がいの特性に配慮した情報の提供を行います。
<p style="text-align: center;">目標値達成に向けた主な取組</p> <p>1 生活・住環境の整備</p> <p>○道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進</p> <p>道路段差等の危険箇所の把握に努めるとともに、段差が確認された場合は随時その解消に努めるなど、道路段差解消や点字ブロック設置など、歩行空間等の整備を推進します。</p> <p>「第2期青森市住生活基本計画（平成30年3月策定）」に基づき、市営住宅の性能の維持・向上にあたっては、エレベータ・手摺の設置や床段差の解消などのバリアフリー化により、様々な身体状況等に応じた住宅の供給に努めます。</p> <p>2 安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>○防災・防犯対策の推進</p> <p>「青森市避難行動要支援者避難支援全体計画（平成21年12月策定、平成26年6月改訂）」に基づき、避難支援者や町（内）会、自主防災組織、民生委員・児童委員など地域の避難支援等関係者や消防・管轄警察署など関係機関と連携し、避難行動要支援者に対する災害時の情報伝達や安否確認、避難誘導などの避難支援体制の充実を図ります。</p> <p>障がいのあるかたなど手助けを必要とする人が、緊急時や災害時に周囲の人の配慮や手助けを得やすいよう、普段から身に付けておけるヘルプカードを作成し、必要とするかたへ配付しています。また、市営バスの車内や青い森鉄道の駅構内にヘルプカードやヘルプマークの周知用ポスター・ステッカーを貼付するなど、広く市民へ周知しています。</p> <p>青森市民消費生活センターにおいて消費者トラブル、多重債務等の消費生活相談を行うほか、消費生活出前講座の開催や広報誌等による啓発、関係機関等と連携した広報活動の実施により、消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。</p> <p>○地域で支え合う体制の充実</p> <p>障がいのあるかたなど地域において支援が必要なかたを支えるため、市内にある38の地区社会福祉協議会（地区連合町会）のエリアを基本として、市社会福祉協議会をはじめとする関係団体、地域住民との共助のネットワークづくりを進めています。また、地区ごとのネットワークの構築に当たっては、医療・福祉の事業所や社会福祉法人、NPO法人などの協力を求め、様々な地域の資源との連携を図ります。</p>	<p style="text-align: center;">令和3年度の実施状況</p> <p>1 生活・住環境の整備</p> <p>○道路交通環境・公共施設等のバリアフリー化の推進</p> <p>公共施設等の新築の場合は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「青森県福祉のまちづくり条例」の整備基準等をもとに、各施設に必要なバリアフリー整備を行いました。既存の施設の場合は、施設の利用頻度や利用者等からの要望、施設老朽度等から総合的に判断し、バリアフリー整備を進めていました。また、敷地や構造上の制約等により、整備が困難な場合においては、人的支援等によるソフト面の対応を行いました。</p> <p>長島地区の段差解消を目的とした歩道整備（47m）を実施しました。</p> <p>市営住宅小柳第一団地A棟の新築工事が完成しました。（エレベーター・手摺の設置、床段差の解消などバリアフリー化に努めました。）</p> <p>2 安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>○防災・防犯対策の推進</p> <p>「青森市避難行動要支援者避難支援全体計画」（平成21年12月策定、平成26年6月改訂）に基づき、情報提供に同意した避難行動要支援者の名簿等を更新し、地域の避難支援等関係者に、配付しました。（年2回 10、3月）</p> <p>ヘルプカードやヘルプマークについて、窓口で配付するとともに、広く市民へ周知するため、周知用ステッカーを作製し、市内医療機関に配付しました。</p> <p>消費生活に関するトラブルを防止するため、青森市民消費生活センターにおいて消費生活相談を行いました。また、消費生活出前講座や広報あおもり等への情報掲載により、消費生活を脅かす犯罪被害の未然防止を呼びかけました。</p> <p>【青森市民消費生活センター相談件数】 1,409件 【消費生活出前講座開催回数】 10回（418人受講）</p> <p>○地域で支え合う体制の充実</p> <p>地区社会福祉協議会全38地区で地域支え合い推進員の活動について説明したほか、各地区ごとに地域内の福祉関係者等が集まり、地域の福祉課題や支え合い体制を協議する「地域支え合い会議」を1地区で計1回開催しました。また、地域住民が協力し行う見守り活動や冬期間の屋根の雪下ろしが困難な高齢者等の世帯に対する屋根雪処理費用の一部助成も引き続き実施しました。</p> <p>【民生委員・児童委員の延活動日数】 77,956日 【ほのぼの交流協力員事業（見守り活動）】 週1回程度訪問及び見守り活動を実施 【見守り活動推進事業（見守り活動研修会）】 22回開催 【屋根雪処理費用の一部助成】 627件、助成額 15,576,769円</p>

3 情報バリアフリー化の推進

○障がいの特性に配慮した情報の提供

「広報あおもり」・「あおもり市議会だより」の点字版・音声版や「福祉ガイドブック」の音声版の配付、また、市ホームページでは、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組むほか、テレビ広報番組では、字幕を付けて放送するなど障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。

障がいのあるかたへの福祉等に関する必要な情報提供において、障がいのあるかたの情報の受け取りやすさに配慮した情報提供の手段として情報通信技術の活用を検討するなど、障がいの特性に配慮した行政情報の提供を図ります。

3 情報バリアフリー化の推進

○障がいの特性に配慮した情報の提供

重度の視覚障がいのかたに「広報あおもり」の点字版・音声版を製作・配付しました。

また、市ホームページでは、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいるほか、テレビ広報番組では、字幕を付けて放送するなど障がいの特性に配慮した情報提供に努めました。

「あおもり市議会だより」の点字版・音声版を発行し、利用者へ配付しました。

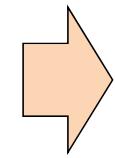
視覚障がいのあるかたに、福祉の諸制度を掲載した「福祉ガイドブック」の記載内容をカセットテープ及びCDに録音して配付し、障がいの特性に配慮した情報提供を行いました。

視覚障がいのあるかたに対する市からの行政連絡を確実に行うことができるよう、発送する封筒等に貼付する点字シールを作製し、障がいの特性に配慮した情報提供を行いました

市政情報やイベント等をお知らせする市長記者会見において、手話通訳者を配置し行うとともに、Youtubeでその動画を配信しました。

「広報あおもり」の配付者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
点字版	50人	14団体	51人
音声版	44人	3団体	44人
		3団体	44人
「あおもり市議会だより」の配付部数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
点字版	240部	239部	229部
音声版(カセット)	28本	28本	26本
音声版(CD)	140本	140本	141部
福祉ガイドブック配付部数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
音声版(カセット)	6セット	6セット	4セット
音声版(CD)	65本	65本	61本
点字シール	令和元年度	令和2年度	令和3年度
作製枚数	2,550枚	2,225枚	1,550枚

指標とその説明	基準値		R1	R2	R3	目標値 (R5)	達成率 (R3/R5)
	値	単位					
(1)道路環境に関する満足度 「道路反射鏡や防護柵など交通安全施設が整っている」「市所有の道路、橋梁などのインフラが整備されている」と思う市民の割合（市民意識調査）	26.0	%	26.0	30.1	28.8	42.4	67.9%
(2)避難行動要支援者における障がい者の同意割合 災害時に安否確認や避難誘導等の支援の対象となる障がい者のうち情報提供に同意した実人数	13.6	%	12.8	12.2	11.3	17.5	64.6%



課題・今後の方向性
「道路環境に関する満足度」について、参考指標として、市民意識調査「①道路反射鏡や防護柵など交通安全施設が整っている②市所有の道路、橋梁などのインフラが整備されている」と思っているか（大いにそう思う、どちらかといえどもそう思うの平均合計）」が、R2年度30.1%、R3年度28.8%となっていることから、障がいのあるかたが安全・安心に移動でき、施設を利用できるよう、引き続き、道路交通環境の整備や公共施設等のバリアフリー化に取り組む必要があります。
「避難行動要支援者における障がい者の同意割合」について、基準値13.6%（H26年度）から、R2年度12.2%、R3年度11.3%と減少傾向にありますが、障がいのあるかたは、災害時において、情報入手、避難行動、避難所生活などにおいて、障がいの特性から様々な不便があることが想定されることから、障がいの特性に配慮した行政情報の提供や避難行動要支援者に対する災害時の安否確認、避難誘導などの避難支援体制の充実を図る必要があります。